

広島市告示第106号
令和8年3月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和8年3月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別 紙)

区 分	下水を排除する区域		排水施設 の方式
	区 名	町 名	
汚水及び 雨水を排除	東区	戸坂惣田二丁目及び中山西二丁目の各一部	分流
	佐伯区	利松一丁目の一部	
汚水を排除	東区	福田四丁目、馬木六丁目及び中山上一丁目の各一部	
	安佐北区	小河原町、可部町大字勝木、大林二丁目及び安佐町大字久地の各一部	

広島市告示第107号
令和8年3月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和8年3月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別 紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	
東区	福田四丁目、馬木六丁目及び戸坂惣田二丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	小河原町、可部町大字勝木、大林二丁目及び安佐町大字久地の各一部	
佐伯区	利松一丁目の一部	
東区	中山上一丁目及び中山西二丁目の各一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第108号
令和8年3月19日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第21条第2項の規定により告示します。なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 供用を開始する年月日
令和8年3月20日

2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐南区沼田町大字吉山の一部	戸山農業集落排水処理施設